

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成29年 3 月 31 日

金 曜 日

号 外(12)

目 次

規 則

○富山県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 1

訓 令

○富山県職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する訓令

規 則

富山県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成29年 3 月 31 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第19号

富山県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

富山県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年富山県規則第41号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成29年 3 月 31 日」を「平成30年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(水産漁港課)

訓 令

富山県職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

平成29年 3 月 31 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県訓令第 6 号

本 庁
出先機関

富山県職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する訓令

富山県職員の職務発明等に関する規程（昭和57年富山県訓令第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号中「（知事政策局に置かれた室及び課以外の知事政策局にあつては、知事政策局長が指定する職員）」を削る。

附 則

この訓令は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

(管 財 課)